

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
(目的) 第1条 この規程は、京都大学における放射性同位元素、放射性汚染物、放射線発生装置及びエックス線等装置の取扱いを定めることにより、これらによる放射線障害を防止し、もって学内外の安全を確保することを目的とする。	(目的) 第1条 この要領は、京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号。以下「規程」という。)に基づき、放射線の安全管理に関する具体的な事項を定め、放射線に関する学内外の安全の確保を目的とする。	(目的) 第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)に基づき、京都大学△△△(以下「本事業所」という。)における放射性同位元素、放射性汚染物及び放射線発生装置の取扱いを定めることにより、これらによる放射線障害を防止し、もって学内外の安全を確保することを目的とする。
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 放射性同位元素 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第2条第2項に定める放射性同位元素 (2) 放射性汚染物 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「法施行規則」という。)第1条第2号に定める放射性汚染物 (3) 放射性同位元素等 放射性同位元素及び放射性汚染物 (4) 放射線発生装置 法第2条第5項に定める放射線発生装置	(用語) 第2条 この要領における用語の定義は、規程第2条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。 (1) エックス線装置 1 MeV 未満のエックス線を発生する装置で定格電圧が 10 kV 以上の装置 (2) 特定電子顕微鏡 定格電圧が 300 kV を超える電子顕微鏡又は定格電圧が 100 kV 以上 300 kV 以下であって定格運転時に装置表面から 10 cm における実効線量率の実測値の最大が 600 nSv 毎時を超える電子顕微鏡 (3) イオン加速装置 30 kV を超えてイオンを加速する装置であって、定格運転時に装置表面から 10 cm における実効線量率の実測値の最大が	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 放射性同位元素 法第2条第2項に定める放射性同位元素 (2) 放射化物 放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物 (3) 放射性汚染物 前号に定めるもののほか、放射性同位元素によって汚染された物 (4) 放射性同位元素等 放射性同位元素及び放射性汚染物 (5) 放射線発生装置 法第2条第5項に定める放射線発生装置

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
<p>(5) エックス線等装置 1メガ電子ボルト未満のエックス線を発生するエックス線装置、付随的にエックス線装置と同等のエックス線を発生する装置及び電子顕微鏡(定格電圧が100キロボルト以上のものに限る。)のうち、環境安全保健機構(以下「機構」という。)が別に定めるもの</p> <p>(6) 事業所 法第3条第1項の規定に基づき使用の承認を受けた者及び法第3条の2第1項の規定に基づき使用の届出をした者</p> <p>(7) 学内登録者 本学の教職員又は学生であって、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務(以下「取扱等業務」という。)に従事するための登録を環境安全保健機構長(以下「機構長」という。)から受けたもの</p> <p>(8) 派遣等登録者 学外者であって、本学の業務として取扱等業務に従事するための登録を機構長から受けたもの</p> <p>(9) RI登録者 学内登録者及び派遣等登録者</p> <p>(10) RI従事者 本学の事業所において取扱等業務に従事する者</p> <p>(11) エックス線学内登録者 本学の教職員又は学</p>	<p>放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定</p> <p>600 nSv 毎時を超える装置のうち放射線発生装置でない装置</p> <p>(4) 取扱等業務 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務</p> <p>(5) エックス線業務 エックス線等装置の取扱い又は管理の業務</p> <p>(6) 学外申請者 派遣等登録者以外の学外者であって、取扱等業務に従事するための許可を本学の事業所において受けようとする者</p> <p>(7) RI学外者 本学の事業所において取扱等業務に従事するための許可を当該事業所において受けた学外申請者</p> <p>(8) エックス線学外申請者 派遣等登録者又はエックス線派遣登録者以外の学外者であって、部局においてエックス線業務に従事するための許可を当該部局において受けようとする者</p> <p>(9) エックス線学外者 部局においてエックス線業務に従事するための許可を当該部局において受けたエックス線学外申請者</p> <p>(10) RI登録申請者 学内登録者又は派遣等登録者としての登録を受けるための申請を行う者</p> <p>(11) エックス線登録申請者 エックス線学内登録</p>	<p>(6) エックス線等装置 京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号。以下「規程」という。)第2条第5号に定めるエックス線等装置</p> <p>(7) 事業所 法第3条第1項の規定に基づき使用の承認を受けた者及び法第3条の2第1項の規定に基づき使用の届出をした者</p> <p>(8) 取扱等業務 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付隨する業務</p> <p>(9) 学内登録者 本学の教職員又は学生であって、取扱等業務に従事するための登録を環境安全保健機構長(以下「機構長」という。)から受けたもの</p> <p>(10) 派遣等登録者 学外者であって、本学の業務として取扱等業務に従事するための登録を機構長から受けたもの</p> <p>(11) RI登録者 学内登録者及び派遣等登録者</p> <p>(12) RI従事者 本事業所において取扱等業務に従事することを許可された者</p> <p>(13) 使用施設 放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する施設</p> <p>(14) 貯蔵施設 放射性同位元素を貯蔵する施設</p>

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
<p>生であって、エックス線等装置の取扱い又は管理(以下「エックス線業務」という。)に従事するための登録を機構長から受けたもの</p> <p>(12) エックス線派遣等登録者 学外者であって、本学においてエックス線業務に従事するための登録を機構長から受けたもの</p> <p>(13) エックス線登録者 エックス線学内登録者及びエックス線派遣等登録者</p> <p>(14) エックス線従事者 本学においてエックス線業務に従事する者</p> <p>(15) 従事者 RI従事者及びエックス線従事者</p> <p>(16) 登録者 RI登録者及びエックス線登録者</p> <p>(17) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部であって、1名以上の登録者が所属する組織</p> <p>(18) 使用施設 放射性同位元素又は放射線発生</p>	<p>者又はエックス線派遣等登録者としての登録を受けるための申請を行う者</p> <p>(12) 申請者 RI登録申請者及びエックス線登録申請者</p> <p>(13) 表示付認証機器 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第12条の5第2項に定める表示付認証機器</p> <p>(14) 事業所部局 事業所を持つ部局</p> <p>(15) 装置部局 事業所部局以外でエックス線等装置を管理する部局</p> <p>(16) 登録者部局 事業所部局及び装置部局以外の部局</p> <p>2 エックス線等装置とは、次の各号に掲げる装置をいう[1]。</p> <p>(1) エックス線装置</p> <p>(2) 特定電子顕微鏡</p> <p>(3) イオン加速装置</p> <p>(4) エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査を行う装置</p> <p>(5) 付随的にエックス線その他の放射線を発生し、定格運転時に装置表面から 10 cm における実効</p>	<p>(15) 廃棄施設 放射性同位元素等を廃棄する施設</p> <p>(16) 放射線施設 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設</p> <p>(17) 管理区域 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「法施行規則」という。)第1条第1号に定める管理区域</p> <p>(18) 使用区域 管理区域以外の場所であって、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令(昭和35年政令第259号)第1条に定める下限数量(以下「下限数量」という。)以下の密封されていない放射性同位元素の取扱い及び管理を行う事業所内の場所</p>

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
装置を使用する施設 (19) 貯蔵施設 放射性同位元素を貯蔵する施設 (20) 廃棄施設 放射性同位元素等を廃棄する施設 (21) 放射線施設 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設	線量率の実測値の最大が 600 nSv 毎時を超える装置のうち、前各号及び放射線発生装置以外の装置	
(理事及び環境安全保健機構) 第3条 本学における放射線に係る安全の確保に関しては、環境安全保健担当の理事が総括管理する。 2 機構は、環境安全保健担当の理事の下に、部局が第1条の目的のために行う安全管理について適切な指導を行うものとする。		(組織) 第3条 本事業所における安全管理に関する組織は、別図のとおりとする。 2 ○○○長は、本事業所における安全管理を統括する。
(部局長) 第4条 部局の長は、機構と連携し、当該部局の登録者及びエックス線従事者並びに当該部局が持つ事業所で取扱等業務に従事するRI従事者に対し、健康管理その他保健上必要な措置をとるとともに、放射線障害の防止に努めなければならない。 2 事業所を持つ部局の長は、放射性同位元素等及び放射線発生装置を安全に管理し、及び運用しなければならない。		(施設長) 第4条 本事業所の放射線施設に、施設長を置く。 2 施設長は、本学の教職員のうちから、○○○長が指名する。

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
(放射線障害予防規程) 第5条 事業所を持つ部局の長は、法令等に基づき、事業所ごとに放射線障害予防規程(以下「予防規程」という。)を定め、これを遵守しなければならない。 2 事業所を持つ部局の長は、予防規程を制定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ機構の了承を得なければならない。		
(エックス線等装置の取扱い及び管理に関する要領) 第6条 エックス線等装置を管理する部局の長は、エックス線等装置の取扱い及び管理に関し機構長が定める要領を遵守しなければならない。	(エックス線等装置) 第3条 エックス線等装置を管理する部局の長は、エックス線等装置ごとに使用責任者を置かなければならぬ。 2 エックス線等装置の取扱い及び管理については、放射線障害予防小委員会(以下「小委員会」という。)が別に定める。	
	(放射線取扱主任者の講習) 第4条 法第36条の2第1項の規定に基づき放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)が受けなければならない放射線取扱主任者定期講習(以下この条において「講習」という。)の対象者の区分及び講習を受けるべき期間は、次の各号に掲げるとおりとする。	

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
	<p>(1)主任者に選任された後講習を受けていない者 (選任前1年以内に講習を受けている者を除く。) 主任者に選任された日から1年以内</p> <p>(2)主任者(前号に掲げる者を除く。) 前回の講習を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から3年以内</p>	
<p>(放射線取扱主任者及び放射線管理責任者)</p> <p>第7条 事業所を持つ部局の長は、放射性同位元素等及び放射線発生装置による放射線障害の防止について監督を行わせるため、当該部局の事業所ごとに少なくとも1名の放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)を選任しなければならない。</p> <p>2 部局の長は、放射線障害の防止に係る実務を行わせるため、事業所を持つ部局にあっては事業所ごとに、事業所を持たない部局にあっては部局ごとに、少なくとも1名の放射線管理責任者(以下「管理責任者」という。)を選任しなければならない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、事業所を持つ部局にあっては、当該部局に管理責任者を選任することができる。</p> <p>4 主任者は、管理責任者を兼ねることはできない。</p>	<p>(放射線取扱主任者及び放射線管理責任者)</p> <p>第5条 機構は、部局からの報告に基づき、主任者、代理者及び放射線管理責任者(以下「管理責任者」という。)の一覧を作成し、管理するものとする。</p> <p>2 機構は、事業所部局から主任者の選任又は解任の報告があったとき及び代理者の代理の期間が30日を超える旨の報告があったとき、原子力規制委員会に所定の届出をしなければならない。</p> <p>3 管理責任者は、第一種放射線取扱主任者免状を有する者でなければならない。ただし、小委員会の委員長が相応の理由があると認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>(放射線取扱主任者及びその代理者)</p> <p>第5条 ○○○長は、本事業所における放射性同位元素等及び放射線発生装置による放射線障害の防止について監督を行わせるため、法第34条第1項の規定に基づき、本事業所に少なくとも1名の放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)を選任する。</p> <p>2 ○○○長は、前項の主任者に対し、法第36条の2第1項の規定に基づき、機構長が放射線管理要領(令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定。以下「要領」という。)で定める期間に放射線取扱主任者定期講習を受けさせなければならない。</p> <p>3 ○○○長は、主任者が旅行、疾病その他事故により主任者の職務を行うことができない場合に、職務を行うことができない期間中主任者の職務を代行させるため、法第37条第1項の規定に基づき本事業</p>

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
		<p>所に少なくとも1名の主任者の代理者(以下「代理者」という。)を選任する。</p> <p>4 代理者は、主任者を兼ねることはできない。</p> <p>5 ○○○長は、複数の主任者又は代理者を選任した場合は、それぞれの役割を△△△放射線障害防止内規(以下「事業所内規」という。)に定めなければならない。</p> <p>6 ○○○長は、主任者若しくは代理者を選任し、又は解任したとき及び代理者の代理の期間が30日を超えることが判明したときは、環境安全保健機構(以下「機構」という。)に報告するものとする。</p> <p>7 主任者及び代理者の選任及び解任の責任者は、○○○長とする。</p> <p>8 主任者及び代理者の選任及び解任の方法については、事業所内規に定める。</p>
(主任者及び管理責任者の職務並びに主任者の意見の尊重) 第8条 主任者及び管理責任者は、事業所又は部局における放射線障害の防止のため、機構長が別に定める職務を行う。 2 事業所を持つ部局の長は、放射線障害の防止に関し、当該事業所の主任者の意見を尊重しなけれ	(主任者及び管理責任者の職務) 第6条 事業所及び事業所部局における主任者の職務は、表1(ア)欄のとおりとする。 2 事業所及び事業所部局における放射線管理責任者(以下「管理責任者」という。)の職務は、それぞれ、表1(イ)欄及び表1(ウ)欄のとおりとする。 3 装置部局及び登録者部局における管理責任者の	(主任者及び代理者の職務並びに意見の尊重) 第6条 主任者の職務は、機構長が要領に定める。 2 代理者は、主任者が職務を行うことができない期間中、その職務を代行する。 3 ○○○長は、放射線障害の防止に関し、主任者の意見を尊重しなければならない。 4 主任者は、○○○長に対し、第8条の放射線障害

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
ばならない。 3 主任者は、当該事業所を持つ部局の長に対し、次条に定める委員会の開催を要求することができる。	職務は、それぞれ、表1(エ)欄及び表1(オ)欄のとおりとする。	防止委員会【事業所ごとに名称を指定】の開催を要求することができる。
(事業所に置く委員会) 第9条 事業所を持つ部局の長は、当該事業所における放射線障害の防止に関する事項を調査審議するための委員会を、事業所ごとに置かなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、複数の事業所を持つ部局にあっては、複数の事業所が共同して一の委員会を置くことができる。 3 前2項の委員会に関し必要な事項は、当該事業所の予防規程で定める。 4 事業所を持たない部局のうち、機構が委員会の設置が必要であると認めた部局の長は、当該部局に	(事業所を持たない部局に置く委員会) 第7条 規程第9条第4項により事業所を持たない部局に置く委員会(以下この条において「委員会」という。)は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 部局の長 (2) 部局の管理責任者 (3) その他部局の長が必要と認める者 若干名 2 委員会に委員長を置き、部局の長をもって充てる。 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 4 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 放射線障害の防止上重要な計画 (2) 異常及び事故の原因調査	(放射線管理責任者) 第7条 ○○○長は、本事業所における放射線障害の防止に係る実務を行わせるため、本事業所に少なくとも1名の放射線管理責任者(以下「管理責任者」という。)を選任する。 2 管理責任者の職務は、機構長が要領に定める。 3 管理責任者は、主任者を兼ねることはできない。 (放射線障害防止委員会【事業所ごとに名称を指定】) 第8条 ○○○長は、本事業所における放射線障害の防止に関する事項を調査審議するため、本事業所【複数の事業所をもつ部局において、委員会を共同設置するときは、直前の「本事業所」の部分を「□□□(共同設置する事業所名)と共同して○○○」とする】に放射線障害防止委員会【事業所ごとに名称を指定】(以下「委員会」という。)を置く。 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) ○○○長 (2) 主任者

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
<p>おける放射線障害の防止に関する事項を調査審議するための委員会を、当該部局に置かなければならぬ。</p> <p>5 前項の委員会に関し必要な事項は、機構長が定める。</p>	<p>(3) その他委員会が定める事項</p> <p>5 委員会は、部局における放射線障害の防止について機構と必要な連絡調整を行い、必要に応じて機構に助言又は指示を求めるものとする。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。</p>	<p>(3) 代理者</p> <p>(4) 施設長</p> <p>(5) 管理責任者</p> <p>(6) その他○○○長が必要と認める者 若干名</p> <p>3 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもつて充てる。</p> <p>4 委員会は、本事業所における放射線障害の防止について機構と必要な連絡調整を行い、必要に応じて機構に助言又は指示を求めるものとする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、事業所内規に定める。</p>
<p>(学内登録者及び派遣等登録者の登録)</p> <p>第10条 本学の業務として取扱等業務に従事しようとする本学の教職員及び学生は、学内登録者としての登録を受けるため申請しなければならない。</p> <p>2 本学の業務として取扱等業務に従事しようとする学外者であって、所属機関において取扱等業務に従事するための登録を受けることのできない者は、派遣等登録者としての登録を受けるため申請しなければならない。</p> <p>3 本学の業務としてエックス線業務に従事しようとする本学の教職員及び学生は、学内登録者又はエッ</p>	<p>(新規登録)</p> <p>第8条 本学において初めて学内登録者又はエックス線学内登録者として登録を受けようとする者は、表2(ア)欄の項目を記載した書類及び表2(ウ)欄の記録を有する者にあってはその写しを添えて、所属部局に申請する。</p> <p>2 本学において初めて派遣等登録者又はエックス線派遣等登録者として登録を受けようとする者は、表2(イ)欄の項目を記載した書類及び表2(ウ)欄の記録を有する者にあってはその写しを添えて、受入部局に申請する。</p>	

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
<p>クス線学内登録者としての登録を受けるため申請しなければならない。</p> <p>4 本学の業務としてエックス線業務に従事しようとする学外者であって、所属機関においてエックス線業務に従事するための登録を受けることのできない者は、派遣等登録者又はエックス線派遣等登録者としての登録を受けるため申請しなければならない。</p> <p>5 学内登録者、派遣等登録者、エックス線学内登録者及びエックス線派遣等登録者の登録は、機構長がその定めるところにより行う。</p> <p>6 前項の登録に係る記録は、機構が行う。</p> <p>7 学内登録者又は派遣等登録者とエックス線学内登録者又はエックス線派遣等登録者は、重複して登録してはならない。</p>	<p>3 前2項の申請を受けた所属部局又は受入部局の長は、当該申請を行った者に登録前教育訓練を受講させ、及び従事前健康診断を受診させなければならぬ。</p> <p>4 所属部局又は受入部局の長は、登録前教育訓練を受講し、かつ、従事前健康診断を受診した者を機構長に報告し、機構長はその者を登録者として登録するものとする。</p> <p>5 登録者としての登録は、年度内に限り有効とする。</p>	
	<p>(登録の更新)</p> <p>第9条 学内登録者又はエックス線学内登録者は、登録を受けた年度の翌年度も登録を更新しようとする場合、表2(ア)欄の項目を記載した書類を添えて、所属部局に申請する。</p> <p>2 派遣等登録者又はエックス線派遣等登録者は、登録を受けた年度の翌年度も登録を更新しようとする場合、表2(イ)欄の項目を記載した書類を添えて、</p>	

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
	<p>受入部局に申請する。</p> <p>3 前2項の申請は、登録を受けた年度が終了するまでに行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると所属部局又は受入部局の長が認めた場合は、登録を受けた年度の翌年度に申請できるものとする。</p> <p>4 第1項又は第2項の申請を受けた部局の長は、その旨を機構長に報告し、機構長は報告を受けた申請者の登録を更新するものとする。</p> <p>5 機構長は、第1項又は第2項の申請を行った者が、現に登録を受けている年度において、受講すべき直近の教育訓練を受講していなかった場合又は受診すべき直近の健康診断を受診していなかった場合、前項の登録をしてはならない。ただし、部局の長が教育訓練の受講又は健康診断の受診ができなかった理由を機構長に報告し、機構長が当該理由をやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。</p>	
	<p>(登録の停止)</p> <p>第10条 部局の長は、登録者が受講すべき直近の教育訓練を受講しなかった場合、受診すべき直近の健康診断を受診しなかった場合等、安全管理上問</p>	

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
	<p>題があると認めた場合は、当該登録者の登録の停止を機構長に具申することができる。</p> <p>2 前項の具申を受けた機構長は、当該登録者の登録を停止する。</p> <p>3 機構長は、安全管理上の問題が解決したと認めた場合は、前項による登録の停止を解除することができる。</p>	
(登録前教育訓練) 第11条 学内登録者又は派遣等登録者としての登録を受けるための申請を行った者(以下「RI登録申請者」という。)は、教育訓練を受講しなければならない。 2 エックス線学内登録者又はエックス線派遣等登録者としての登録を受けるための申請を行った者(以下「エックス線登録申請者」という。)は、教育訓練を受講しなければならない。 3 前2項の教育訓練の項目、時間数及び省略については、機構長が別に定める。 4 第1項及び第2項の教育訓練は機構が実施するものとし、その責任者は機構長とする。 5 前項の規定にかかわらず、機構があらかじめ適当と認めた場合は、第1項及び第2項の教育訓練を部	<p>(RI登録前教育訓練)</p> <p>第11条 規程第11条第1項のRI登録申請者が受講すべき教育訓練の項目及び時間数は、表3(ア)欄のとおりとする[2]。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育訓練の省略の願い出を行ったRI登録申請者であって、次の各号のいずれかの理由により、表3(ア)欄に掲げる項目について十分な知識及び技能を有していると小委員会の委員長が認めたものに対しては、これらの項目の一部又は全部を省略することができる[3]。</p> <p>(1) かつて規程第11条第1項の教育訓練を受講した者である。</p> <p>(2) 第一種放射線取扱主任者免状を有する者である。</p> <p>(3) 本学以外において第1項に相当する教育訓練</p> <p>(新規教育訓練)</p> <p>第9条 本事業所において初めて取扱等業務に従事しようとする者は、次の各号に掲げる項目及び時間数の教育訓練を受講しなければならない。</p> <p>(1) 放射線の人体に与える影響 30分</p> <p>(2) 放射線の安全取扱に関する基礎 1時間</p> <p>(3) 密封された放射性同位元素の安全取扱 30分</p> <p>(4) 密封されていない放射性同位元素の安全取扱 30分</p> <p>(5) 放射線発生装置及びエックス線等装置の安全取扱 30分</p> <p>(6) 放射線に関する事故事例 30分</p> <p>(7) 法令、この規程及び事業所内規 30分</p> <p>2 前項の教育訓練の責任者は、施設長とする。</p> <p>3 RI登録者にあっては、第1項各号に掲げる項目の</p>	

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
局が実施することができるものとし、その責任者は当該部局の長とする。	<p>を受講した者である。</p> <p>(4) RI登録申請者が所属する部局の長が、当該申請者が前項の項目について十分な知識及び技能を有していると判断し、その理由を小委員会の委員長が認めた者である。</p> <p>3 規程第11条第1項の教育訓練の結果及び前項の省略判定の結果は、機構が記録し、保存する。</p>	<p>うち第1号から第6号まで並びに第7号の法令及びこの規程についての教育訓練を、規程第11条第1項の教育訓練において行う。</p> <p>4 第1項各号に掲げる項目の受講の省略については、事業所内規に定める。</p>
	<p>(RI特別教育訓練)</p> <p>第12条 機構は、規程第11条第1項の教育訓練を受講した者に対して、その者が所属する部局の長の依頼に基づいて、表3(ア)欄に掲げる項目の実習を行うことができる。</p> <p>2 前項の実習の内容は、小委員会が決定する。</p>	
	<p>(エックス線登録前教育訓練)</p> <p>第13条 規程第11条第2項のエックス線登録申請者が受講すべき教育訓練の項目及び時間数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 放射線の人体に与える影響 30分</p> <p>(2) エックス線等装置の安全な取扱い及び放射線に関する事故事例 1時間</p> <p>(3) 関係する法令及び学内規程 30分</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる項目</p>	

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
	<p>を記載した書類により省略の願い出を行ったエックス線登録申請者であって、エックス線業務について十分な知識及び技能を有していると小委員会の委員長が認めたものについては、前項第1号及び第2号に掲げる項目を省略することができる。</p> <p>(1) エックス線作業主任者免状を有する場合は、その取得日及び登録番号</p> <p>(2) エックス線作業に従事したことがある場合は、その機関名及びその機関において前項第1号から第3号に掲げる項目について受けた教育の記録の写し</p> <p>3 規程第11条第2項の教育訓練の結果及び前項の省略判定の結果は、機構が記録し、保存する。</p>	
	<p>(部局が行う登録前教育訓練)</p> <p>第14条 部局の長は、規程第11条第5項により教育訓練を実施するに当たっては、あらかじめその内容について機構の了承を得なければならない。</p> <p>2 規程第11条第5項により実施する教育訓練の項目及び時間数は、規程第11条第1項の教育訓練にあっては表3(ア)欄のとおりとし、規程第11条第2項の教育訓練にあっては前条第1項各号に掲げるとおりとする。</p>	

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
	<p>3 部局の長は、規程第11条第5項により教育訓練を実施した場合、実施した日と受講した者を機構に報告しなければならない。</p> <p>4 部局が規程第11条第5項により実施した教育訓練の結果は、機構が記録し、保存する。</p>	
<p>(登録者教育訓練)</p> <p>第12条 RI登録者は、前回の教育訓練を受講した日の属する年度の翌年度の4月1日から1年以内に、登録者教育訓練を受講しなければならない。</p> <p>2 登録者教育訓練は、RI登録者の所属部局又は受入部局が行う。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、RI登録者の所属部局又は受入部局が事業所を持たない部局である場合の登録者教育訓練は、機構が行う。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、機構は、必要と認めるときは、登録者教育訓練を、RI登録者の所属部局又は受入部局に代わって行うことができる。</p> <p>5 登録者教育訓練の責任者は、第2項の場合にあっては当該教育訓練を行う部局の長とし、前2項の場合にあっては機構長とする。</p> <p>6 登録者教育訓練の項目及び時間数については、機構長が別に定める。</p>	<p>(登録者教育訓練)</p> <p>第15条 機構及び部局が行う登録者教育訓練の項目及び時間数は、表3(イ)欄のとおりとする。</p> <p>2 登録者教育訓練の省略の願い出を行った学内登録者又は派遣等登録者であって、表3(イ)欄に示す全項目について十分な知識及び技能を有していると小委員会の委員長が認めたものについては、登録者教育訓練を受講したものとみなす。</p> <p>3 登録者教育訓練の結果(前項により登録者教育訓練を受講したものとみなした場合は、その旨)は、機構が記録し、保存する。</p>	<p>(再教育訓練)</p> <p>第10条 本事業所で取扱等業務に従事するRI従事者は、前回の教育訓練を受講した日の属する年度の翌年度の4月1日から1年以内に、再教育訓練を受講しなければならない。</p> <p>2 再教育訓練の項目及び時間数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 放射線の人体に与える影響 15分</p> <p>(2) 密封された放射性同位元素、密封されていない放射性同位元素、放射線発生装置及びエックス線等装置の安全取扱並びに放射線に関する事故事例 30分</p> <p>(3) 法令、この規程及び事業所内規 15分</p> <p>3 再教育訓練の責任者は、施設長とする。</p> <p>4 RI登録者にあっては、第2項各号に掲げる項目のうち同項第3号の事業所内規を除く全ての項目についての再教育訓練を、規程第12条第1項の登録</p>

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
		者教育訓練において行う。 5 第2項各号に掲げる項目の受講の省略については、事業所内規に定める。
	(エックス線特別教育) 第16条 機構は、エックス線等装置に関連する法令の改正、事故の発生その他エックス線の安全利用に関して注意を喚起しなければならないと判断したときは、その理由を付してエックス線登録者にエックス線特別教育を受講させることができる。 2 前項の教育の対象者、項目及び方法については、小委員会が決定する。 3 第1項の教育の結果は、機構が記録し、保存する。	
(健康診断) 第13条 機構は、RI登録申請者、エックス線登録申請者及び登録者に対して、健康診断を機構長が定めるところにより実施する。 2 前項の健康診断の責任者は、機構長とする。	(健康診断) 第17条 申請者は、機構が実施する従事前健康診断を受診しなければならない。 2 登録者は、4月1日及び10月1日を始期とする6月の間にそれぞれ1回、機構が行う定期健康診断を受診しなければならない。 3 前2項の規定にかかわらず、従事前健康診断及び定期健康診断は、機構以外が実施する同じ項目の健康診断に代えることができる。	(健康診断) 第11条 本事業所において初めて取扱等業務に従事しようとする者は、従事前健康診断を受診しなければならない。 2 本事業所において取扱等業務に従事するRI従事者は、4月1日及び10月1日を始期とする6月の間にそれぞれ1回、定期健康診断を受診しなければならない。 3 従事前健康診断及び定期健康診断の項目は、機

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
		<p>構長が要領に定める。</p> <p>4 従事前健康診断及び定期健康診断の責任者は、施設長とする。</p> <p>5 機構が実施する従事前健康診断を以前に受診したことのある者及び要領に定める従事前健康診断の項目と同じ項目の健康診断を受診し、その結果の写しを提出した者は、産業医が認めた場合、第1項の従事前健康診断を受診したものとみなす。</p> <p>6 要領に定める定期健康診断の項目と同じ項目の健康診断を第2項の定期健康診断を受診すべき期間中に受診し、その結果の写しを提出した者は、当該期間内における第2項の定期健康診断を受診したものとみなす。</p>
	<p>(健康診断の項目)</p> <p>第18条 機構が実施する従事前健康診断及び定期健康診断における検査又は検診の項目は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 白血球数及び白血球百分率</p> <p>(2) 赤血球数及び血色素量又はヘマトクリット値</p> <p>(3) 白内障に関する眼</p> <p>(4) 皮膚</p> <p>2 従事前健康診断及び定期健康診断における問診</p>	

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
	<p>の項目は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 被ばく歴の有無</p> <p>(2) 被ばく歴を有する者は、被ばく線量、被ばく作業の場所、被ばく作業の内容、被ばく作業の時期、放射線障害の有無その他放射線による被ばくに関する事項</p> <p>(3) 自覚症状</p> <p>3 従事前健康診断においては、前項の問診の結果に基づき医師が不要と判断した場合は、第1項第3号の項目を省略することができる。</p> <p>4 定期健康診断においては、第2項の問診の結果に基づき医師が不要と判断した場合は、第1項各号の項目の一部又は全部を省略することができる。</p>	
	<p>(特別健康診断)</p> <p>第19条 部局の長は、当該部局が管理する事業所の境界内において次の各号の一に該当する者が生じた場合、遅滞なく、その者に健康診断を受けさせなければならない。</p> <p>(1) 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した者</p> <p>(2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去するこ</p>	<p>(特別健康診断)</p> <p>第12条 ○○○長は、本事業所の境界内において機構長が要領に定める事項に該当する者が生じた場合は、当該者に遅滞なく健康診断を受けさせなければならない。</p> <p>2 前項の健康診断(以下「特別健康診断」という。)の責任者は、○○○長とする。</p> <p>3 特別健康診断の項目は、診断を行う医師が決定する。</p>

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
	<p>とができない者</p> <p>(3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれがある者</p> <p>(4) 内部被ばくによる線量が3月につき 2 mSv を超えた者</p> <p>(5) 外部被ばくによる線量が1月につき 5 mSv を超えた者</p> <p>(6) 内部被ばくによる線量と外部被ばくによる線量の合計が1年につき 20 mSv を超えた者</p> <p>(7) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれがある者</p> <p>2 部局の長は、当該部局が管理するエックス線等装置において、前項第5号又は第7号に該当する者が生じた場合、遅滞なく、その者に健康診断を受けさせなければならない。</p> <p>3 部局の長は、前2項の健康診断(以下「特別健康診断」という。)の結果を機構長に報告し、機構長が指示する保健上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 特別健康診断の項目については、診断を行う医師が決定するものとする。</p>	<p>4 ○○○長は、特別健康診断の結果を機構長に報告しなければならない。</p> <p>5 ○○○長は、機構長の指示に従い、特別健康診断を受けさせたRI従事者について、次の各号に掲げる保健上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 作業時間の短縮</p> <p>(2) 管理区域への立入禁止</p> <p>(3) 被ばくのおそれの少ない業務への配置転換</p> <p>(4) その他機構長が必要と判断した措置</p> <p>6 ○○○長は、RI 従事者以外の者であつて特別健康診断を受けさせたものについて機構長が指示する保健上必要な措置を講じなければならない。</p>
	(健康診断の記録)	(健康診断の記録)

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
	<p>第20条 機構は、従事前健康診断若しくは定期健康診断を実施し、又は部局の長から特別健康診断の結果の報告を受けた場合、その都度、次の各号に掲げる項目について記録するものとする。</p> <p>(1) 実施年月日 (2) 対象者の氏名 (3) 健康診断を行った医師名 (4) 健康診断の結果 (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置</p> <p>2 機構は、前項の記録を、永久に保存するものとする。</p> <p>3 機構は、健康診断を受診した者に対し、その都度、第1項による当該健康診断の記録の写しを交付するものとする。</p>	<p>第13条 前2条の健康診断の記録並びにその保存及び受診者への交付については、機構長が要領に定める。</p>
(従事する際の手続等) 第14条 事業所を持つ部局の長は、当該事業所において取扱等業務に従事しようとする者の従事に際しての手続その他必要な事項を、予防規程に定めなければならない。 2 本学の部局においてエックス線業務に従事しようとする者の従事に際しての手續その他必要な事項は、機構長が別に定める。	<p>(エックス線従事者の手続)</p> <p>第21条 部局においてエックス線業務に従事しようとする者は、当該業務において使用するエックス線等装置の使用責任者に、使用しようとするエックス線等装置ごとに申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の提出を受けた使用責任者は、当該提出を行った申請者が次の各号に掲げる条件を満たすことを確認するものとする。</p>	<p>(従事者の申請)</p> <p>第14条 本事業所において取扱等業務に従事しようとする者は、事業所内規に定める様式により施設長に申請しなければならない。</p> <p>2 初めて本事業所において取扱等業務に従事しようとする学外者(派遣等登録者を除く。)が前項の申請をしようとする場合は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。</p>

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
3 エックス線登録者は、取扱等業務に従事してはならない。	<p>(1) 第13条第1項に相当する教育訓練を受講したこと。</p> <p>(2) 直近の1年以内に従事前健康診断又は定期健康診断に相当する健康診断を受診したこと。</p> <p>3 第1項の申請書に記載しなければならない項目は、申請者の氏名、生年月日、性別、所属部局若しくは受入部局又は所属機関及び身分、申請者が登録者の場合にあっては登録番号並びに使用するエックス線等装置の名称及び当該装置の登録番号とする。</p> <p>4 エックス線学外申請者は、第1項の申請書に、第2項各号の条件を満たすことを示す書類を添付しなければならない。</p> <p>5 使用責任者は、第1項の申請を行った者に対し、本要領、使用するエックス線等装置の安全上の注意事項その他安全を確保するための教育(以下「使用前教育」という。)をしなければならない。</p> <p>6 使用責任者は、第1項の申請を行った者が透過写真撮影業務を行う場合、当該者に対し、次の各号に掲げるもののうち、当該者が受講した規程第11条第1項の教育訓練又は規程第11条第2項の教育訓練及び使用前教育では不足する項目及び時</p>	<p>(1) 初めて管理区域に立ちに入る前に受講した教育訓練の項目及び時間数を示す書類(当該教育訓練を2017年度以前に受講した場合は、受講したことを示す書類)</p> <p>(2) 前回の教育訓練を受講した日の属する年度の翌年度の4月1日から1年以内に受講すべき教育訓練を受講したことがある者にあっては、直近に受講したものとの項目及び時間数を示す書類</p> <p>(3) 直近に受診した第11条第1項の従事前健康診断又は同条第2項の定期健康診断と同じ項目の健康診断の記録の写し</p> <p>3 本事業所において取扱等業務への従事の許可を受けたことがある学外者(派遣等登録者を除く。)が第1項の申請をしようとする場合は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 初めて管理区域に立ちに入る前に受講すべき教育訓練又は前回の教育訓練を受講した日の属する年度の翌年度の4月1日から1年以内に受講すべき教育訓練のうち、直近で受講したものとの項目及び時間数を示す書類(当該教育訓練が初めて管理区域に立ちに入る前に受講した教育訓練であって、2017年度以前に受講したものである</p>

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
	<p>間数の教育を行わなければならない。</p> <p>(1) 透過写真の撮影の作業の方法 1時間30分</p> <p>(2) エックス線装置の構造及び取扱いの方法 1時間30分</p> <p>(3) 電離放射線の生体に与える影響 30分</p> <p>(4) 関係法令 1時間</p> <p>7 使用責任者は、第1項の申請を受理した場合において、第2項各号の条件を満たし、かつ、前2項の教育を受講した者を当該エックス線等装置のエックス線従事者として許可し、第3項の項目及び使用前教育を行った日を記載した一覧を年度ごとに作成するものとする。</p> <p>8 前項の許可は、当該許可を受けた年度内に限り有効とする。</p>	<p>場合は、受講したことを示す書類)</p> <p>(2) 直近に受診した第11条第1項の従事前健康診断又は同条第2項の定期健康診断と同じ項目の健康診断の記録の写し</p>
		<p>(従事前教育)</p> <p>第15条 施設長は、前条第1項の申請を行った者に対し、事業所内規に係る教育その他本事業所における取扱等業務に当たり必要な教育(以下「従事前教育」という。)を実施しなければならない。</p> <p>2 施設長は、前条第1項の申請を行った者について、第9条第1項又は第10条第1項で受講すべきこととされている教育訓練のうち不足している項目又</p>

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
		<p>は時間数があると認めた場合、当該申請者に対して不足分を補う教育を、従事前教育において行うことができる。</p> <p>3 従事前教育の項目及び時間数は、事業所内規に定める。</p> <p>4 従事前教育の責任者は、施設長とする。</p>
		<p>(従事の許可)</p> <p>第16条 施設長は、第14条第1項の申請を行った者が、第9条第1項若しくは第10条第1項の教育訓練又はこれに相当する教育訓練を受講し、かつ、第11条第1項若しくは第2項の健康診断又はこれと同じ項目の健康診断を受診していることを確認できた場合に、本事業所における取扱等業務への従事を許可する。</p> <p>2 前項の許可は、当該許可を受けた年度内に限り有効とする。</p> <p>3 管理責任者は、本事業所における取扱等業務への従事を許可した者の氏名、性別、所属部局若しくは受入部局又は所属機関、従事前教育の受講日及び前条第2項の教育を行った場合はその内容を記録した一覧を、年度ごとに作成するものとする。</p> <p>4 前項により作成した一覧は、取扱等業務への従事</p>

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
		を許可した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存する。
		(RI従事者以外の者の管理区域への立入) 第17条 本事業所において放射性同位元素等又は放射線発生装置に関わらない設備若しくは施設の修理若しくは保守を行い、又は施設を見学するRI従事者以外の者であって、事業所内規に定める者が認めたもの(以下「一時立入者」という。)は、管理区域に一時的に立ち入ることができる。 2 一時立入者に対して行う教育訓練、被ばく線量の測定及びそれらの記録については、事業所内規に定める。 3 前項の記録は、当該記録を行った日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存する。
(測定) 第15条 機構は、登録者に対して、外部被ばくによる線量を機構長が定めるところにより測定する。 2 前項の規定にかかわらず、従事者に対する外部被ばくによる線量の測定を部局又は事業所において行うことができる。 3 機構は、密封されていない放射性同位元素を取り扱う作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、	(機構による外部被ばくの測定) 第22条 機構は、登録者の申出により外部被ばくによる線量の測定を個人被ばく線量計によって行う。 2 前項の測定は、次の方法による。 (1) 男子は胸部について、女子は腹部について 1 cm 線量当量、3 mm 線量当量及び 70 μ m 線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの	(外部被ばくの測定) 第18条 本事業所におけるRI従事者が管理区域に立ち入る間の外部被ばくによる線量の測定は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行う。 (1) 機構が配付する個人被ばく線量計 (2) 施設長が配付する個人被ばく線量計 (3) 計算 2 前項第1号の方法による測定は機構が、前項第2

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
又は経口摂取するおそれのある場所の空気中の放射性同位元素の濃度の測定を、機構長が定めるところにより行う。	<p>値に基づき、当該外部被ばくによる線量を算定するために適切と認められる線量当量の測定を行う。</p> <p>(2) 前号以外の部位の被ばく線量が大きくなることが予想される場合は、当該部位についても 1 cm 線量当量、3 mm 線量当量及び 70 μm 線量当量のうち、適切と認められる線量当量の測定を行う。</p> <p>3 第1項の測定の期間は、登録者が管理区域に立ち入っている間又はエックス線業務に従事している間とし、当該測定の結果は、1月ごとに機構が集計して記録し、保存する。</p> <p>4 エックス線登録者に係る第1項の測定の結果は、当該登録者の所属部局又は受入部局の事業所の主任者が確認する。ただし、当該部局が装置部局又は登録者部局である場合は、放射性同位元素総合センター又は放射性同位元素総合センター分館の主任者が確認する。</p>	<p>号又は第3号の方法による測定は施設長が行う。</p> <p>3 第1項の測定の責任者は施設長とし、測定の方法は施設長が指定する。</p> <p>4 第1項第3号の方法は、第1項第1号又は第2号の方法により測定することが著しく困難な場合以外は行ってはならない。</p> <p>5 第1項の測定の結果は、主任者(当該測定の対象となるRI従事者の所属部局又は受入部局が事業所を持たない部局の場合は、放射性同位元素総合センター又は放射性同位元素総合センター分館の主任者)が確認する。</p> <p>6 第1項の測定においては、次の各号に掲げる項目(第1項第3号の方法による測定の記録においては、第3号を除く。)を記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 対象者の氏名 (2) 測定した者の氏名 (3) 個人被ばく線量計の種類及び型式 (4) 測定期間 (5) 測定方法 (6) 対象となる部位 (7) 測定結果 <p>7 第1項第1号の方法による測定の記録は、機構が</p>

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
		<p>行う。</p> <p>8 第1項第2号及び第3号の方法による測定の記録は、施設長が行う。</p> <p>9 施設長は、RI登録者にかかる前項の記録を、機構に通知するものとする。</p>
	<p>(部局による外部被ばくの測定)</p> <p>第23条 部局がRI従事者又はエックス線従事者に対して外部被ばくによる線量を測定する場合は、ガラス線量計、ポケット線量計等の部局が配付する個人被ばく線量計を用いなければならない。この場合における測定の方法は、前条第2項の方法に準ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、個人被ばく線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によって得た線量の値を測定値とみなすものとする。</p> <p>3 部局の長は、前項により測定を行う場合は、あらかじめ小委員会の承認を得なければならない。</p> <p>4 第1項の測定は、登録者が管理区域に立ち入っている間又はエックス線業務に従事している間行い、1月ごとに集計する。</p> <p>5 第1項及び第2項の測定の結果は、対象となる者の所属部局又は受入部局の事業所の主任者が確</p>	

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
	<p>認する。ただし、当該部局が装置部局又は登録者部局である場合は、放射性同位元素総合センター又は放射性同位元素総合センター分館の主任者が確認する。</p> <p>6 第1項及び第2項の測定の結果は、当該測定を行った部局が記録し、機構が保存する。ただし、登録者以外の者の測定結果の記録の保存については、施設長が行う。</p> <p>7 第1項又は第2項の測定の結果、1月につき 0.1 mSv 以上の被ばくがあった場合、当該部局の長は、速やかにその旨を機構に報告する。</p> <p>8 前項の報告を受けた機構は、報告の内容を記録し、保存する。</p>	
	<p>(内部被ばくの測定)</p> <p>第24条 機構は、電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第55条に定めるところにより、密封されていない放射性同位元素を取り扱う作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所(以下「作業室等」という。)の空気中の放射性同位元素の濃度を、1月以内ごとに1回測定する。</p> <p>2 機構は、前項の測定の日時、測定した者の氏名、</p>	<p>(内部被ばくの算定)</p> <p>第19条 施設長は、作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所(以下「作業室等」という。)に立ち入るRI従事者の内部被ばくによる線量を、機構が測定した作業室等の空気中の放射性同位元素の濃度(以下「空気中濃度」という。)の測定値から機構長が要領に定める方法によって、4月1日を始期として3月ごとに1回算定する。</p>

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
	<p>放射性同位元素の濃度並びに測定した放射線測定器の種類及び型式を記録し、これらを当該作業室等を有する事業所の施設長に通知するものとする。</p> <p>3 第1項の測定結果から、作業室等において取扱等業務に従事する者の内部被ばくによる線量を算定する方法は、小委員会が別に定める。</p> <p>4 施設長から通知を受けた内部被ばくによる線量の算定結果は、機構が保存する。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、施設長は、作業室等において取扱等業務に従事する女子が妊娠の事實を申し出た場合、当該女子が出産するまでの間の内部被ばくによる線量を、空気中濃度の測定値から機構長が要領に定める方法によって、1月ごとに1回算定する。</p> <p>3 前2項の算定の責任者は、施設長とする。</p> <p>4 第1項及び第2項の線量は、主任者が確認する。</p> <p>5 施設長は、第1項又は第2項の算定の対象となつたRI従事者の氏名、算定日時、算定した者の氏名及び算定結果について記録し、これらを機構に通知する。</p>
	<p>(被ばくによる線量の記録と交付)</p> <p>第25条 機構は、第22条から前条までの測定及び算定の結果から、実効線量及び等価線量を算定し、当該算定に係る登録者の氏名、算定年月日、算定した者の氏名、算定対象期間、実効線量及び等価線量並びに組織名について記録し、永久に保存する。</p> <p>2 機構長は、前項の算定の結果を確認し、第22条から前条までの測定及び算定の結果とともに、登録者に交付するものとする。</p>	<p>(被ばくによる線量の記録と交付)</p> <p>第20条 RI登録者であるRI従事者に係る前2条の測定及び算定の結果の記録及び交付については、機構長が要領に定める。</p> <p>2 施設長は、RI登録者以外のRI従事者について、前2条の測定及び算定の結果から、実効線量及び等価線量を算定し、当該算定に係る対象者の氏名、算定年月日、算定した者の氏名、算定対象期間、実効線量及び等価線量並びに組織名について記録する。</p>

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
		<p>3 施設長は、前項の算定の都度、当該算定の結果及び前2条の測定及び算定の結果の記録の写しを、RI登録者以外のRI従事者に交付するものとする。</p> <p>4 前項における交付の方法は、事業所内規に定める。</p> <p>5 施設長は、前項で交付した内容を永久に保存する。</p>
<p>(新設改廃等)</p> <p>第16条 部局の長は、放射線施設を新設し、又は改廃しようとする場合及び放射性同位元素等の数量変更等による法令等に基づいた承認申請又は届出をしようとする場合、あらかじめ機構に申請し、その了承を得なければならない。</p> <p>2 部局の長は、エックス線等装置を新設し、又は改廃しようとする場合、あらかじめ機構に届け出なければならない。</p> <p>3 前2項の申請及び届出の方法は、機構長が別に定める。</p>	<p>(新設改廃等)</p> <p>第26条 部局の長は、放射線施設を新設し、又は改廃しようとする場合及び放射性同位元素等の数量変更等による法令等に基づいた承認申請又は届出をしようとする場合、新設若しくは改廃又は数量変更等の内容等を記載した申請書に、法令に基づき原子力規制委員会に提出する申請書の案を添えて、機構に申請する。</p> <p>2 前項の申請があった場合、機構の放射線管理部門が申請書及び添付された原子力規制委員会への申請書案を確認し、必要があれば前項により記載されている担当者に修正を指示する。</p> <p>3 前項において不備がないことが確認された場合、機構は第1項の申請について了承する。</p>	<p>(放射線施設の新設改廃等)</p> <p>第21条 ○○○長は、本事業所において、放射線施設を新設し、又は改廃しようとする場合及び放射性同位元素等の数量変更等による法令等に基づいた承認申請又は届出をしようとする場合、あらかじめ機構に申請し、その了承を得なければならない。</p>

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
	<p>4 部局の長は、エックス線等装置を新設し、又は改廃しようとする場合、小委員会が定める様式により当該新設又は改廃の日の45日前までにその旨を機構に届け出なければならない。</p> <p>5 部局の長は、次の各号に掲げる装置を新設した場合は、小委員会が定める様式によりその旨を機構に届け出て、当該装置がエックス線等装置に該当しないことの確認を受けなければならない。</p> <p>(1) 定格電圧が 100 kV 以上 300 kV 以下であって特定電子顕微鏡でない電子顕微鏡</p> <p>(2) 放射線発生装置及び電子顕微鏡以外の荷電粒子を加速する装置又は付随的にエックス線その他の放射線を発生する装置であって定格運転時に装置表面から 10 cm における実効線量率の実測値が最大 600 nSv 毎時以下の装置</p>	
<p>(放射線施設等の維持管理)</p> <p>第17条 事業所を持つ部局の長は、当該事業所の放射線施設の位置、構造及び設備を法令等に定める技術上の基準に適合するように維持管理しなければならない。</p> <p>2 エックス線等装置を管理する部局の長は、当該エックス線等装置を安全に運転することができるよう</p>		<p>(放射線施設の維持管理)</p> <p>第22条 ○○○長は、本事業所の放射線施設の位置、構造及び設備が法令等に定める技術上の基準に適合するように維持管理しなければならない。</p> <p>2 施設長は、法令等に定める基準に基づき、本事業所の放射線施設に標識を付さなければならない。</p> <p>3 施設長は、管理区域入口及び管理区域内の見や</p>

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
維持管理しなければならない。		すい場所に、注意事項を掲示しなければならない。 4 注意事項を掲示する場所及び内容については、事業所内規に定める。
(放射線施設等の自主点検) 第18条 部局の長は、自身が当該部局における放射線障害防止のために適切な管理を行っているか等について定期的に点検させるとともに、点検の結果を記録しなければならない。 2 前項の点検の項目等については、機構長が別に定める。	(点検頻度と項目) 第27条 規程第18条に定める点検(以下「定期自主点検」という。)の頻度は、1年に2回とする。 2 施設等における定期自主点検の項目等は小委員会が定め、部局の長に通知するものとする。	(放射線施設の調査及び点検) 第23条 ○○○長は、本事業所の放射線施設の位置、構造及び設備が法令等に定める技術上の基準に適合し、並びに本事業所が所有する放射性同位元素等及び放射線発生装置が法令等に定める使用、保管及び廃棄の基準に適合しているかどうかを定期的に点検させなければならない。 2 前項の点検を行う者(以下「点検者」という。)は、主任者が推薦し、施設長が指名する。 3 点検者は、主任者を兼ねることはできない。 4 点検の項目等第1項の点検において必要な事項は、機構長が要領に定める。 5 点検者は、異常の有無その他の第1項の点検の結果を記録しなければならない。 6 点検者が異常を認めた場合の報告、措置を講じる手順及び講じた措置の記録については、事業所内規に定めるものとする。 7 前2項の記録は、主任者が確認したうえで、○○○事務部において、当該記録を行った日の属する年

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
		度の翌年度の4月1日から5年間保存する。 (臨時の調査及び点検) 第24条 前条に定めるものほか、委員会は、必要と認めたときは委員会が指名した者に隨時に点検を行わせることができる。 2 前項の点検の項目は、委員長が定める。 3 第1項の点検の記録については、主任者が確認したうえで、〇〇〇事務部において当該記録を行った日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存する。
(機構の調査及び点検) 第19条 機構は、定期に、及び必要に応じて隨時に、事業所の放射線施設に立ち入り、又は帳簿記録等を確認することにより、放射線施設の維持管理、放射性同位元素等及び放射線発生装置の取扱い並びに従事者の管理状況について調査及び点検をすることができる。 2 機構は、定期に、及び必要に応じて同時に、部局に立ち入り、又は帳簿記録等を確認することにより、エックス線等装置の維持管理並びに関係する従事者及び登録者の管理状況について調査及び点検をすることができる。	(機構の調査及び点検) 第28条 規程第19条第1項及び第2項に定める調査及び点検を実施する時期、方法及び項目は、小委員会が定める。	(機構の調査及び点検) 第25条 本事業所は、機構が実施する調査及び点検を受けなければならない。 2 前項の調査及び点検の時期、方法及び項目については、機構長が要領に定める。 3 〇〇〇長は、第1項の調査及び点検の結果に基づいて機構が指示する改善の措置を速やかに講じ、その結果を機構に報告しなければならない。

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
3 前2項の調査及び点検の時期、方法及び項目については、機構長が別に定める。 4 部局の長は、第1項及び第2項の調査及び点検の結果に基づいて機構が指示する改善の措置を速やかに講じ、その結果を機構に報告しなければならない。		
	(放射線管理状況報告書) 第29条 機構は、事業所から提出された放射線管理状況報告書を、法令等に定められた期限までに原子力規制委員会に提出しなければならない。	(放射線管理状況報告書) 第26条 ○○○長は、機構を通じて、放射線管理状況報告書を法令等に定められた期限までに原子力規制委員会に提出しなければならない。 2 前項の放射線管理状況報告書は、管理責任者が作成し、主任者がその内容を確認するものとする。 3 ○○○事務部は、第1項により提出した放射線管理状況報告書の写しを、当該提出を行った日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存するものとする。
		(記帳) 第27条 本事業所における法令等に定められた帳簿の記帳に関する責任者は、施設長とする。 2 管理責任者は、放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄に係る事項並びに放射線発生装置の使用に係る事項を記載する

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
		<p>帳簿を備え、毎年3月31日(事業所の廃止を行う場合にあっては廃止日)に当該帳簿を閉鎖しなければならない。</p> <p>3 取扱等業務に従事した者は、当該従事した業務の内容に応じ、前項の帳簿に事業所内規に定める項目を記載しなければならない。</p> <p>4 主任者は、前項の記載の内容を確認しなければならない。</p> <p>5 帳簿は、○○○事務部において、当該帳簿の閉鎖を行った日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存するものとする。</p>
	<p>(放射線の量の測定)</p> <p>第30条 事業所における放射線の量の測定方法は、小委員会が別に定める。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、事業所は、前項により小委員会が定める方法とは異なる方法によって放射線の量を測定することができる。</p>	<p>(放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況の測定)</p> <p>第28条 本事業所における放射線障害が発生するおそれのある場所についての放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況の測定(以下「放射線の量及び汚染の状況の測定」という。)の責任者は、施設長とする。</p> <p>2 放射線の量及び汚染の状況の測定は、○○○長が指名した者が行い、その結果を記録する。</p> <p>3 放射線の量及び汚染の状況の測定の方法、箇所及び頻度、測定結果の評価方法並びに測定にお</p>

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
		<p>いて記録する事項は、事業所内規で定める。</p> <p>4 主任者は、第2項の記録を確認し、汚染があると認めた場合は、管理責任者に要領で定められた措置を講じるよう指示するものとする。</p> <p>5 前項の指示を受けた管理責任者は、必要な措置を講じ、その内容を記録するものとする。</p> <p>6 第2項及び前項の記録は、○○○事務部において、当該記録を行った日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(汚染の状況の測定等)</p> <p>第31条 放射線障害が発生するおそれのある場所についての放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況(以下この条において「汚染の状況」という。)の測定方法、汚染の有意の判定方法及び汚染があると認められた場合に講じるべき措置については、小委員会が別に定める。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、事業所は、前項により小委員会が定める方法とは異なる方法によって汚染の状況を測定し、汚染の有意を判定することができる。</p>	
		<p>(使用等の責任者)</p> <p>第29条 本事業所における放射性同位元素及び放</p>

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
		<p>射線発生装置の使用に係る責任者は、施設長とする。</p> <p>2 本事業所における放射性同位元素等の受入れ及び払い出しに係る責任者は、施設長とする。</p> <p>3 本事業所における放射性同位元素の保管に係る責任者は、施設長とする。</p> <p>4 本事業所における放射性同位元素等の保管廃棄に係る責任者は、施設長とする。</p> <p>5 本事業所における本事業所から放射性同位元素等を払い出す場合の運搬に係る責任者は、施設長とする。</p> <p>6 本事業所における放射化物の管理、廃棄その他の取扱いの責任者は、施設長とする。</p>
		<p>(使用等に係る必要な事項)</p> <p>第30条 本事業所における放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に係る必要な事項は、事業所内規に定める。</p> <p>2 本事業所における放射性同位元素等の受入れ及び払い出しに係る必要な事項は、事業所内規に定める。</p> <p>3 本事業所における放射性同位元素の保管に係る必要な事項は、事業所内規に定める。</p>

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
		<p>4 本事業所における放射性同位元素等の保管廃棄に関し必要な事項は、事業所内規に定める。</p> <p>5 本事業所から放射性同位元素等を払い出す場合の運搬に関し必要な事項は、事業所内規に定める。</p> <p>6 本事業所における放射化物の管理、廃棄その他の取扱いに関し必要な事項は、事業所内規に定める。</p> <p>7 本事業所の使用区域における下限数量以下の密封されていない放射性同位元素の数量の確認方法その他の取扱いに関し必要な事項は、事業所内規に定める。</p>
	<p>(遵守事項)</p> <p>第32条 施設長は、次の各号に掲げる事項について定めなければならない。</p> <p>(1) 共通的な事項: 放射性同位元素又は放射線発生装置を使用することができる場所、条件、数量など当該事業所の承認証記載条件の確認方法、経験の少ない者への対応方法、整理整頓の励行、不要な機器等の持込みの禁止、個人被ばく線量計の装着、被ばくの低減、記録の義務、飲食・喫煙の禁止、緊急時の措置</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>第31条 RI従事者は、主任者及び管理責任者の指示に従い、事業所内規に定める遵守事項を厳守しなければならない。</p>

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
	<p>(2) 密封されていない放射性同位元素を使用する場合の事項: 実験中の汚染検査、汚染の拡がりの防止、退出時の汚染検査</p> <p>(3) 密封された放射性同位元素を使用する場合の事項: 線源使用後の破損の有無の確認方法、(以下該当する線源のみ)インターロックなどの安全装置の位置の周知方法、緊急時の使用室からの脱出方法</p> <p>(4) 放射線発生装置を使用する場合の事項: (以下該当する放射線発生装置のみ)インターロックなどの安全装置の位置の周知方法、緊急時の使用室からの脱出方法</p>	
		<p>(排水設備による廃棄)</p> <p>第32条 本事業所の排水設備による放射性同位元素等の廃棄に係る責任者は、施設長とする。</p> <p>2 排水設備による排水の時期及び方法、排液中の放射性同位元素の濃度の測定方法、希釈及び排水の可否判断、これらのこと並びに測定及び可否判断の結果の記録等、排水設備による放射性同位元素等の廃棄に關し必要な事項については、事業所内規に定める。</p>
	(排気中濃度の計算)	(排気設備による廃棄)

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
	<p>第33条 事業所における排気中の放射性同位元素の濃度を計算によって評価する方法は、小委員会が別に定める。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、事業所は、規程第9条により当該事業所に置く委員会において定める計算方法により、排気中の放射性同位元素の濃度を評価することができる。</p>	<p>第33条 本事業所の排気設備による放射性同位元素等の廃棄に係る責任者は、施設長とする。</p> <p>2 排気中の放射性同位元素の濃度の測定方法及び濃度限度以下であることの確認方法、これらの方 法並びに測定及び確認の結果の記録、排気設備の維持管理等、排気設備による放射性同位元素等の廃棄に関し必要な事項については、事業所内規に定める。</p>
(事故、災害等の発生時の措置等) 第20条 部局において放射性同位元素等、放射線発生装置及びエックス線等装置の盗取、所在不明その他の事故が発生した場合並びに地震、火災その他の災害が起こったことにより放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合における通報、措置、対応体制、情報提供その他必要な事項は、京都大学危機管理規程(平成23年達示第64号)の定めるところによる。		<p>(事故、災害等の発生時の措置等)</p> <p>第34条 本事業所において放射性同位元素等及び放射線発生装置の盗取、所在不明その他の事故が発生した場合並びに地震、火災その他の災害が起こったことにより放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合における情報提供において提供すべき項目は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事故の発生日時及び発生した場所 (2) 汚染の状況等による本事業所外への影響 (3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の性状及び数量 (4) 応急の措置の内容 (5) 放射線測定器による放射線の量の測定結果 (6) 事故の原因

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
		<p>2 前項に定めるもののほか、本事業所において放射性同位元素等及び放射線発生装置の盗取、所在不明その他の事故が発生した場合並びに地震、火災その他の災害が起こったことにより放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合における通報、措置、対応体制、情報提供等に關し必要な事項は、京都大学危機管理規程(平成23年達示第64号)の定めるところによる。</p>
<p>(具申事項)</p> <p>第21条 機構は、部局が法令等に著しく違反し、又は違反するおそれがあると認めたときは、総長に対し、当該部局における放射性同位元素等、放射線発生装置及びエックス線等装置の使用の制限又は中止、当該部局に所属し、又は受け入れている者の放射性同位元素等、放射線発生装置及びエックス線等装置の使用の制限又は中止その他必要な措置について具申するものとする。</p> <p>2 機構は、法令等に著しく違反し、又はそのおそれがある者がいると認めたときは、総長に対し、当該者による放射性同位元素等、放射線発生装置及びエックス線等装置の使用の制限又は中止その他必要な措置について具申するものとする。</p>	<p>(報告)</p> <p>第35条 ○○○長は、放射性同位元素の盗取又は所在不明その他の事業所内規に定める事象が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 ○○○長は、前項の報告を行ったとき及び法令等若しくはこの規程に著しく違反し、又は違反するおそれがある者がいるときは、機構長に報告し、その指示に従わなければならない。</p>	

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
3 機構は、部局において放射線障害の生ずるおそれがあると認めたときは、総長に対し、立入禁止、閉鎖等必要な措置について具申するものとする。 4 総長は、前3項の具申を受けた場合、必要な措置について、機構長を通じて当該部局の長に指示するものとする。		
(特定放射性同位元素) 第22条 法第2条第3項に定める特定放射性同位元素の防護規程その他管理方法については、当該特定放射性同位元素を保有する部局が定める。	(表示付認証機器等) 第34条 本学の教職員及び学生、派遣等登録者、エックス線派遣等登録者、RI学外者並びにエックス線学外者は、表示付認証機器及び下限数量以下の密封されている放射性同位元素を使用することができる。 2 前項の使用及び管理に関し必要な事項は、小委員会が別に定める。	
(事務手続) 第23条 法令等又は監督官庁の指示に基づく申請、届出及び報告の事務手続は、機構が行うものとする。		
(複合原子力科学研究所の特例) 第24条 第5条第2項、第6条、第8条第1項、第10条から第13条まで、第14条第2項及び第3項、第16条、第18条第2項、第19条並びに第20条の規定	(複合原子力科学研究所の特例) 第35条 規程第24条の定めにより複合原子力研究所に適用しないこととなる規定のほか、第23条第3項及び第6項、第24条第4項並びに第25条の規	(業務改善) 【特定許可使用者のみ】 第36条 ○○○長は、第23条から第25条までに定める調査及び点検の結果に基づき、継続的に本事業所における放射線障害の防止に係る業務の改

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
は、複合原子力科学研究所には適用しない。	定は、複合原子力科学研究所には適用しない。	<p>善を行わなければならない。</p> <p>2 ○○○長は、前項の改善に当たっては、本事業所の実態、事故・故障の事例、最新の知見等を踏まえ、放射線障害の防止に関する業務を評価し、当該評価を踏まえた改善を行う手順を事業所内規に定めるものとする。</p> <p>3 第1項により行った改善については委員会が評価し、改善措置の内容は○○○事務部において記録するものとする。</p>
(雑則) 第25条 この規程及び事業所を持つ部局が定める予防規程に定めるものほか、本学における放射線障害の防止に関し必要な事項は、機構長が定める。		<p>(放射線発生装置に係る管理区域に立ち入る者の特例)【該当する使用者のみ】</p> <p>第37条 ○○○長は、法施行規則第22条の3第1項の規定を適用しようとする場合、あらかじめ事業所内規に必要な事項を規定しなければならない。</p>
附 則 この規程は、令和元年8月1日から施行する。 附 則 この規程は、令和元年9月1日から施行する。	<p>附 則 この要領は、令和元年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和元年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和元年11月28日から施行し、令和元年8月1日から適用する。</p> <p>附 則</p>	<p>附 則 この規程は、令和元年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、令和元年9月1日から施行する。</p>

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程(令和元年達示第50号)	放射線管理要領 令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定制定	京都大学△△△放射線障害予防規程
	この要領は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。	

注記

- [1] 電離則における放射線装置は以下の4種であるが、4)の全てと2)のうち放射線発生装置は障害防止法で管理するのでエックス線等装置から除外する。また、付随的に放射線を発生し得る装置をエックス線等装置に含める。従って、放射線装置とエックス線等装置は内容が異なる。
- 1) エックス線装置
 - 2) 荷電粒子を加速する装置
 - 3) エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査を行う装置
 - 4) 放射性物質を装備している機器
- [2] 日本放射線安全管理学会の提言:(a)30分以上、(b)1時間以上、(c)30分以上をコアとし、オプションとして、非密封30分、密封30分、発生装置30分、動物実験30分、病院1~3時間
- [3] 外国人の短期在留の場合は第2項(3)と(4)を適用

表1

職務内容	(ア)主任者	管理責任者			
		(イ)事業所	(ウ)事業所部局	(エ)装置部局	(オ)登録者部局
(1) 事業所の放射線障害予防規程の案の作成	○	—	—	—	—
(2) 事業所の放射線障害の防止上重要な計画の立案	○	—	—	—	—
(2) 部局の放射線障害の防止上重要な計画の立案	○	—	○	○	○
(3) 事業所における法令等に基づく申請、届出及び報告	○	—	—	—	—
(3) 部局における法令等に基づく申請、届出及び報告	—	—	○	○	○
(4) 原子力規制委員会による事業所への立入検査等の立会い	○	○	—	—	—
(5) 事業所における異常及び事項の原因調査	○	○	—	—	—
(5) 部局における異常及び事故の原因調査	○	—	○	○	○
(6) 放射線に関する安全を確保するための部局の長への意見の具申	○	○	○	○	○

(6) 放射線に関する安全を確保するための主任者への意見の具申	—	○	○	—	—
(7) 事業所における使用状況、施設、帳簿等の監査	○	—	—	—	—
(8) 事業所における法令等の遵守の確認	—	○	—	—	—
(8) 部局における法令等の遵守の確認	○	—	○	○	○
(9) 事業所におけるRI従事者の安全管理	○	○	—	—	—
(9) 部局におけるエックス線従事者の安全管理	○	—	○	○	—
(9) 部局における登録者の安全管理	○	—	○	○	○
(10) 関係者への助言、勧告及び指示	○	○	○	○	○
(11) 主任者の職務補助	—	○	—	—	—
(12) その他部局及び事業所における放射線障害の防止に関して部局の長が必要と認める事項	○	○	○	○	○

表2

(ア)	氏名、所属部局、身分、生年月日、性別、連絡先、学内登録とエックス線学内登録の別
(イ)	氏名、所属する会社等の名称、身分、生年月日、性別、連絡先、派遣等登録とエックス線派遣等登録の別
(ウ)	被ばく歴・健康診断・教育訓練の記録

表3

項目	(ア) RI登録前教育訓練	(イ) 登録者教育訓練
(a) 放射線の人体に与える影響	30分	15分
(b) 放射性同位元素等、放射線発生装置及びエックス線等装置の安全な取扱 並びに放射線に関する事故事例	3時間(1)	30分
(c) 関係する法令及び機構が定めた予防規程	30分	15分

(1) 内訳は放射線の安全取扱に関する基礎1時間、密封された放射性同位元素の安全取扱30分、密封されていない放射性同位元素の安全取扱30分、
放射線発生装置及びエックス線等装置の安全取扱30分、放射線に関する事故事例30分

A 部局の登録者	機構	機構が記録
B 事業所の学外者	事業所(予防規程で定める)	事業所が記録
C 部局のエックス線学外者	部局(要領で定める)	部局が記録
D 部局独自のエックス線従事者	部局(小委員会に申請)	部局が記録、有意なら機構も記録
E 事業所独自の従事者	事業所(予防規程で定める)	事業所が記録、有意なら機構も記録